

実行関税率表（2022年1月1日～2023年2月21日版）正誤表

部・類	箇所	誤	正
第5類	注4	この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。第05.11項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）を含む。	この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。第05.11項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）を含む。
第26類	注2	第26.01項から第26.17項までにおいて「鉍」とは、水銀又は第28.44項、第14部若しくは第15部の金属を採取するために冶金工業において実際に使用する種類の鉍物（冶金用以外の用途に供するものも含む。）をいう。ただし、第26.01項から第26.17項までには、冶金工業において通常行わない工程を経た鉍物を含まない。	第26.01項から第26.17項までにおいて「鉍」とは、水銀又は第28.44項、第14部若しくは第15部の金属を採取するために冶金工業において実際に使用する種類の鉍物（冶金用以外の用途に供するものも含む。）をいう。ただし、第26.01項から第26.17項までには、冶金工業において通常行わない工程を経た鉍物を含まない。
第29類	注8	(a) 「ホルモン」には、ホルモン放出因子又はホルモン刺激因子、ホルモン阻害剤及びホルモン拮抗剤（抗ホルモン）を含む。	(a) 「ホルモン」には、ホルモン放出因子又はホルモン刺激因子、ホルモン阻害剤及びホルモン拮抗剤（抗ホルモン）を含む。
第30類	注1	(b) ニコチンを含有する喫煙者の禁煙補助用の物品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第24.04項参照）	(b) ニコチンを含有する禁煙補助用の物品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第24.04項参照）
第30類	注4	(ij) 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル	(ij) 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル
第38類	号注1	〔略〕 1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラクロロフェニル)エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、4,6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩、〔略〕	〔略〕 1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラクロロフェニル)エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、4,6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩、〔略〕
第39類	注2	(m) 動物用の装着具（第42.01項参照）及び第42.02項のトランク、スーツケース、ハンドバックその他の容器	(m) 動物用の装着具（第42.01項参照）及び第42.02項のトランク、スーツケース、ハンドバッグその他の容器
第39類	号注1	〔(b)〕 (2) 化学的に変性させた重合体は、化学的に変性させていない重合体が属する号に属する。	〔(b)〕 (2) 化学的に変性させた重合体は、化学的に変性させてない重合体が属する号に属する。
第40類	注5	〔(B)〕 (iii) 〔略〕 主として酸性ゴムラテックスを得るための陽イオン界面活性剤、老化防止剤、凝固剤、顆粒化剤、凍結防止剤、ペプタイザー、保存剤、安定剤、粘度調整剤その他これらに類する特殊な目的のための添加剤〔略〕	〔(B)〕 (iii) 〔略〕 主として酸性ゴムラテックスを得るための陽イオン界面活性剤、老化防止剤、凝固剤、顆粒化剤、凍結防止剤、ペプタイザー、保存剤、安定剤、粘度調整剤その他これらに類する特殊な目的のための添加剤〔略〕
第48類	注4	この類において「新聞用紙」には、新聞	この類において「新聞用紙」には、新聞

		印刷に使用する種類の塗布していない紙（サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧1メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下である <u>もの</u> のうち、(a)幅が28センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一辺の長さが28センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもののみを含む。	印刷に使用する種類の塗布していない紙（サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧1メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下である <u>もの</u> のうち、(a)幅が28センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一辺の長さが28センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもののみを含む。
第48類	注9	〔(a)〕 (i) 木目付けをし、型押しをし、表面を着色し、〔略〕	〔(a)〕 (i) 木目付けをし、型押しをし、表面に着色し、〔略〕
第48類	号注2	〔(b)表中〕 <u>引張り強さの最低値</u> （キロニュートン毎メートル）	〔(b)表中〕 <u>引張強さの最低値</u> （キロニュートン毎メートル）
第11部	注4	〔(B)〕 (c) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸に限る。）で漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、133デシテックス以下のもの	〔(B)〕 (c) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸に限る。）で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、133デシテックス以下のもの
第11部	注12	この部においてポリアミドにはアラミドを含む。	この部においてポリアミドには、アラミドを含む。
第54類	注1	(a) 有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタンのもの）、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリ(酢酸ビニル)を加水分解することにより得たポリ(ビニルアルコール)）	(a) 有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタンのもの）、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリ(酢酸ビニル)を加水分解することにより得たポリ(ビニルアルコール)）
第54類	備考2	この類において絹には、絹ノイルその他の絹くずを含む。	この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。
第55類	備考1	この類においては絹には、絹ノイルその他の絹くずを含む。	この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。
第58類	備考1	この類においては絹には、絹ノイルその他の絹くずを含む。	この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。
第62類	注3	(a) 「スーツ」とは、同一の生地から製造した2点又は3点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。 〔略〕 燕尾服（テールコート。通常、黒い	(a) 「スーツ」とは、表地を同一の生地から製造した2点又は3点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。 〔略〕 燕尾服（テールコート。通常、黒い

		生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品)	生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品)
第 62 類	注 3	(b) 「アンサンブル」とは、第 62.07 項から第 62.08 項の製品以外の衣類を組み合わせさせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。	(b) 「アンサンブル」とは、第 62.07 項又は第 62.08 項の製品以外の衣類を組み合わせさせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。
第 63 類	注 3	(a) 次の <u>紡織用繊維製</u> の物品	(a) 次の <u>紡織用繊維製</u> の物品
第 64 類	備考 1	この類において、「体操用、競技用その他これらに属する用途に供する履物」とは、テニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物のほか、登山靴、乗馬靴、その他のスポーツ活動用に供する履物をいい、スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの並びにスケート靴、スキー靴、（クロスカントリー用のものを含む。）スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ）を含まない。	この類において「体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物」とは、テニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物のほか、登山靴、乗馬靴その他のスポーツ活動用に供する履物をいい、スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの並びにスケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ）を含まない。
第 70 類	注 2	(c) 「吸収層、反射層又は無反射層」とは、赤外線等を吸収し、ガラスの透明度若しくは半透明度を保持しつつ、反射特性を高め、又は反射光を防止するために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。	(c) 「吸収層、反射層又は無反射層」とは、赤外線等を吸収し、ガラスの透明度若しくは半透明度を保持しつつ反射特性を高め、又は反射光を防止するために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。
第 71 類	注 3	(e) 第 42 類の注 2(B)に該当する第 42.02 項又は第 42.03 項の製品	(e) 第 42 類の注 3(B)に該当する第 42.02 項又は第 42.03 項の製品
第 71 類	注 11	〔略〕これらの物品で、貴金属を <u>めつき</u> したもの及び貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したものは、身近用模造細貨類に含まれる。	〔略〕これらの物品で、貴金属を <u>めつき</u> したもの及び貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したものは、身近用模造細貨類に含まれる。
第 15 部	注 7	二以上の卑金属を含む卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、 <u>輸入統計品目表</u> の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、項において別段の定めがある場合を除くほか、含有する金属のうち重量が最大の卑金属の物品として取り扱う。〔略〕	二以上の卑金属を含む卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、 <u>関税率表（輸入統計品目表）</u> の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、項において別段の定めがある場合を除くほか、含有する金属のうち重量が最大の卑金属の物品として取り扱う。〔略〕
第 72 類	注 1	(c) 〔略〕他の合金製造の際の添加用又は鉄の <u>冶金</u> の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に通常供するもので、〔略〕	(c) 〔略〕他の合金製造の際の添加用又は鉄の <u>冶金</u> の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に通常供するもので、〔略〕
第 74 類	注 1	〔(a)表中〕	〔(a)表中〕

		砒素 (As)	砒素 (As)
第 84 類	注 1	(b) 陶磁製のポンプその他の機械類及び機械類 (材料を問わない。) の <u>陶磁器</u> の部分品 (第 69 類参照)	(b) 陶磁製のポンプその他の機械類及び機械類 (材料を問わない。) の <u>陶磁製</u> の部分品 (第 69 類参照)
第 85 類	注 4	ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード (フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第 84.14 項参照)、遠心式衣類脱水機 (第 84.21 項参照)、皿洗機 (第 84.11 項参照)、家庭用洗濯機 (第 84.50 項参照)、ロール機その他のアイロンがけ用機械 (第 84.20 項及び第 84.51 項参照)、ミシン (第 84.52 項参照)、電気ばさみ (第 84.67 項参照) 並びに電熱機器 (第 85.16 項参照) を除く。	ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード (フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第 84.14 項参照)、遠心式衣類脱水機 (第 84.21 項参照)、皿洗機 (第 84.22 項参照)、家庭用洗濯機 (第 84.50 項参照)、ロール機その他のアイロンがけ用機械 (第 84.20 項及び第 84.51 項参照)、ミシン (第 84.52 項参照)、電気ばさみ (第 84.67 項参照) 並びに電熱機器 (第 85.16 項参照) を除く。
第 85 類	注 12	〔(b) (iv)〕 3 (a) 〔略〕「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の <u>実世界</u> の現象に関連するものをいう。	〔(b) (iv)〕 3 (a) 〔略〕「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。
第 87 類	注 2	第 87.01 項のトラクター用に設計した互換性のある機械及び工具 (トラクターに取り付けてあるかないかを問わない。) はトラクターとともに提示する場合であつても、それらがそれぞれ属する項に属する。	第 87.01 項のトラクター用に設計した互換性のある機械及び工具 (トラクターに取り付けてあるかないかを問わない。) は、 <u>トラクターとともに提示する場合であつても</u> 、それらがそれぞれ属する項に属する。
第 88 類	号注 1	第 8802.11 号から第 8802.40 号までにおいて、「自重」とは、正常に飛行できる状態にある航空機の重量 (乗務員、燃料及び装備品 (据え付けたものを除く。)) の重量を除く。) をいう。	第 8802.11 号から第 8802.40 号までにおいて「自重」とは、正常に飛行できる状態にある航空機の重量 (乗務員、燃料及び装備品 (据え付けたものを除く。)) の重量を除く。) をいう。
第 90 類	注 4	第 90.05 項には、武器用望遠照準器、 <u>潜水鑑用</u> 又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第 16 部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これらの望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第 90.13 項に属する。	第 90.05 項には、武器用望遠照準器、 <u>潜水艦用</u> 又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第 16 部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これらの望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第 90.13 項に属する。
第 94 類	注 2	第 94.01 項から第 94.03 項までの物品 (部分品を除く。) は、床又は地面に置いて使用するよう設計したものである場合のみ、当該各項に属する。 <u>ただし</u> 、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するよう設計したものである場合においても当該各項に属する。	第 94.01 項から第 94.03 項までの物品 (部分品を除く。) は、床又は地面に置いて使用するよう設計したものである場合のみ、当該各項に属する。 ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するよう設計したものである場合においても当該各項に属する。
第 95 類	注 4	この類の注 1 のものを除くほか、第 95.03 項には、同項の物品と一以上の物品 ( <u>輸入統計品目表の解釈に関する通則 3 (b)</u> のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。) とを	この類の注 1 のものを除くほか、第 95.03 項には、同項の物品と一以上の物品 ( <u>関税率表 (輸入統計品目表) の解釈に関する通則 3 (b)</u> のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するもの

		組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及び玩具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。	に限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及び玩具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。
第 96 類	注 1	(c) 身辺用模造細貨類（第 71.17 項参照）	(c) 身辺用模造細貨類（第 71.17 項参照）